

令和3年1月21日

告 示

- 一. 当財団は、本日 J B C ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条、第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 号に基づき、Ambition ボクシングジム（以下「Ambition ジム」という）所属ボクサーである WBO 世界スーパー・フライ級チャンピオン井岡一翔（ライセンスNo.39865）選手を嚴重注意処分とする。

理由： 同選手は、令和2年12月31日、世界タイトルマッチ出場の際、入れ墨を隠す塗布物が剥がれ落ち、左腕の入れ墨が露出したまま試合を続行した。このことは J B C ルール第 95 条 2 号に抵触するものであり、当財団は井岡一翔選手を嚴重注意処分とする。

- 二. 当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 1 号に基づき、Ambition ジムの木谷卓也（ライセンスNo.24673）クラブオーナーを嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、木谷卓也氏が上記記載の事実についてクラブオーナーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション